

## 香川県条例第27号

香川県サンポート高松交流拠点施設条例の一部を改正する条例

香川県サンポート高松交流拠点施設条例（平成15年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置) 第1条 略</p> <p>(使用料の納入) 第2条 前条第2項各号（第5号を除く。）に掲げる施設を利用する者は、香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の定めるところにより、使用料を納入しなければならない。</p> <p>(利用の承認) 第3条 略</p> <p>(利用料金の收受) 第5条 略</p> <p>(利用料金の承認) 第6条 略</p>	<p>(設置) 第1条 略 2 交流拠点施設は、次に掲げる施設で構成する。 (1)・(2) 略 (3) 情報通信交流館 (4)～(7) 略</p> <p>(使用料の納入) 第2条 前条第2項各号（<u>第3号及び</u>第5号を除く。）に掲げる施設を利用する者は、香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の定めるところにより、使用料を納入しなければならない。</p> <p>(利用の承認) 第3条 交流拠点施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(利用料金の收受) 第5条 知事は、第1条第2項第1号から第3号まで又は第6号に掲げる施設について、当該施設に係る指定管理者に別表の左欄に掲げる施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。</p> <p>(利用料金の承認) 第6条 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表</p>

(適用除外)

第9条 第5条の規定に基づき指定管理者に利用料金を収受させる場合においては、当該指定管理者が管理する施設(第1条第2項第3号に掲げる施設のうち規則で定めるものを除く。)の利用については、第2条の規定は、適用しない。

別表(第5条、第6条関係)

施設等	単位	金額
略		
情報通信交流館		
略		
5階交流室	略	
会議室	略	
3階交流室	1人につき1時間当たり	300円
カンファレンスルーム		
専用使用の場合	1時間当たり	1,000円
附属設備及び器具	略	
略		
略		

に定める額を超えてはならない。

(適用除外)

第9条 第5条の規定に基づき指定管理者(第1条第2項第3号に掲げる施設に係るものを除く。)に利用料金を収受させる場合においては、当該指定管理者が管理する施設の利用については、第2条の規定は、適用しない。

別表(第5条、第6条関係)

施設等	単位	金額
略		
情報通信交流館		
略		
交流室	1人につき1時間当たり	300円
会議室	略	
附属設備及び器具	略	
略		
略		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の第9条の規則で定める施設を利用しようとする者は、この条例の施行の日前においても、第3条の規定の例により、その利用の承認を受けることができる。この場合において、その利用の承認を受けた者は、同日において同条の承認を受けたものとみなす。

(香川県使用料、手数料条例の一部改正)

3 香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(種別及び金額)

第2条 略

別表第1 (第2条関係)

第1表 使用料の部

種別	区分	単位	金額
1	略		
2	公の施設の使用料		
(1)～(18)	略		
(19)	香川県 サンポート 高松交流拠点施設	展示場 略 情報通信交流館 オフィス使用料 産業振興センター 略	     <u>1月1平方メートル</u>             
(20)～(35)	略		

第2表 略

(種別及び金額)

第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。  
2 略

別表第1 (第2条関係)

第1表 使用料の部

種別	区分	単位	金額
1	略		
2	公の施設の使用料		
(1)～(18)	略		
(19)	香川県 サンポート 高松交流拠点施設	展示場 略 産業振興センター 略	           
(20)～(35)	略		

第2表 略